

**◆消費増税対策～連載記事シリーズ 1 回目～**

Q1. 平成 31 年 10 月から消費税が 10%に増税されますが、どんな商品が軽減税率(8%)制度の対象になりますか？

A1. ①飲食料品（お酒や外食サービスは除く）

⇒飲食商品が「外食」に当たるかどうかポイントになります。

⇒持ち帰りを前提とした販売は軽減税率の対象になります。

※持ち帰りの意思確認を行った場合や、持ち帰りの為の容器に入れたり、包装したりした場合などが該当

②週 2 回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）です。

③事業用で購入する贈答用の食品、会議接客時のお茶や菓子の購入などは軽減税率の対象となります。

**◆消費増税に伴うレジ導入・受発注システム改修等の補助金**

中小企業・小規模事業者等が、複数税率に対応するためにレジの導入や受発注システムの改修・入替を行う場合、国の補助金が利用できます。

**A型 複数税率対応レジの導入支援**

補助対象：タブレット等を利用したレジ、レシートプリンタ、クレジット決済端末、電子マネーリーダー等

補助率・補助上限：2/3・レジ1台あたり20万円、複数台の場合は1事業者あたり200万円まで

申請締切：2019年12月16日まで

**B型 発注システムの改修等支援**

補助対象：複数税率に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替

補助率・補助上限額：2/3・小売業者等の発注システム・受注システムの場合 1,000万円

卸売業者等の受注システムの場合 150万円

申請締切：2019年6月28日まで

◇ 2月の無料相談日のご案内\*予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。

<b>税務相談</b>	2月 6日(水)・20日(水)	派遣税理士(松永税理士)
<b>金融相談</b>	2月 1日(金)	日本政策金融公庫国民生活事業
	2月 20日(水)	佐賀県信用保証協会
<b>法律相談</b>	2月 8日(金)	行政書士会、2月 15日(金) 司法書士会
	2月 22日(金)	県弁護士会
<b>事業承継相談</b>	3月 28日(木)	佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第4木曜日に開催します。